

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

羽島市長

## 公表日

令和3年10月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法等関連法令に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出は子育て・健幸課窓口または郵送で行なうほかマイナポータルによるサービス検索・電子申請機能を利用する。</li> <li>・郵送または電子申請による妊娠の届出を行なった者に郵送またはマイナポータルによるサービス検索・電子申請機能を利用し、母子健康手帳交付面談日の調整を行なう。</li> <li>・妊娠届出者に対し、面談により母子健康手帳を交付する。</li> <li>・妊娠届出者または転入した妊婦に対し健康診査受診票を交付する。</li> <li>・乳幼児健康診査及び乳幼児を対象とする保健事業の対象者を把握し、健康診査及び保健指導を行う。</li> <li>・乳幼児健康診査の未受診者を把握し、受診勧奨及び保健指導を行う。</li> <li>・支援が必要な妊産婦及び乳幼児に対し、保健指導を行う。</li> <li>・郵送またはマイナポータルによるサービス検索・電子申請機能により、母子保健に関するサービスの周知を行なう。</li> </ul> <p>番号法別表第二に基づき、市は、他機関からの情報照会に対応するため、妊娠の届出に関する特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>番号法別表第二に基づき、市は母子保健法に関する事務において、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報について、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、母子保健事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一項番49</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第40条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二項番69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）38条の3</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二項番56の2、69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）第30条、38条の3</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部子育て・健幸課
②所属長の役職名	健幸担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健幸福祉部健幸推進課 ②横山郁代	①健幸福祉部子育て・健幸課 ②課長		
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	羽島市健幸福祉部健幸推進課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111		
令和1年6月25日	評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	課長	健幸担当課長		
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	リスク対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年2月19日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二項番56の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第30条	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番69の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)38条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番56の2、69の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第30条、38条の3		
令和2年2月19日	II 1いつ時点の計数か	平成29年3月29日時点	令和2年2月19日時点		
令和2年2月19日	II 2いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年2月19日時点		
令和3年3月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム	事後	
令和3年10月19日	I関連情報 4.情報提供ネットワークによる情	・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19	・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、17、18、19	事後	